

「医療等分野における識別子の仕組み」の概要

厚生労働省情報化担当参事官室

背景

質の高いヘルスケアサービスの効率的な提供、国民の健康寿命の延伸等を実現するため、医療情報等の利活用を促進する上で、個人の医療情報等の共有・収集・連結を安全かつ効率的に行うための識別子（医療等分野における識別子）の仕組みの導入が求められている。

医療等分野における識別子の仕組み

（１）被保険者番号履歴の活用

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、その履歴（以下「被保険者番号履歴」という。）を一元的に管理する仕組みを導入予定。被保険者番号履歴を用いて個人の識別や同一人物の確認を効率的に行うことが可能となることから、（２）及び（３）の措置を講ずることにより、被保険者番号履歴を医療等分野における識別子の一つとして活用することが現実的。
- ・医療情報等の共有・収集・連結を行う者が、必要に応じて、被保険者番号履歴の管理・提供を行う主体（以下「履歴管理提供主体」という。）から対象者の被保険者番号履歴の提供を受けることができる仕組みの整備を目指す。
- ・利用場面として、①医療等分野の研究目的のデータベースデータでの医療情報等の収集・連結や、②医療機関等の間での患者の健診・診療・投薬情報の共有（以下「医療情報連携」という。）を想定。

※医療保険に加入していない生活保護受給者に係る情報連携等について課題があり、費用対効果も勘案しながら検討を進めるべき。

（２）被保険者番号等の取扱いについて必要な措置

- ・個人単位化される被保険者番号について、個人情報保護法に基づき適切な取扱いを確保しつつ、本人が関与しないところで流通・利用されることを防ぎ、より適切な取扱いがなされるよう、ガイドラインの制定や被保険者に対する周知等を検討。
- ・履歴管理提供主体から被保険者番号履歴の提供を受けることができる者を、原則として、①被保険者番号履歴の利用目的が法令等において明確にされていること、②適切な安全管理措置が講じられていることなど、一定の基準に該当する者に限定。

※病歴等を含む医療情報等を扱う主体は個人情報保護法等に基づき必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、医療機関等は医療情報システムについて適切なセキュリティ対策を講ずる必要がある。 1

「医療等分野における識別子の仕組み」の概要

医療等分野における識別子の仕組み（続き）

（３）（２）により被保険者番号の履歴の提供を受けた者は、以下を踏まえて医療情報等の共有・収集・連結を行う。

①データベースでの医療情報の収集・連結

- ・複数のデータベースの情報を連結する場合は、原則として、被保険者番号履歴を一方向変換して容易に書き取りのできない共通の連結符号を作成し、当該連結符号を用いてデータを連結する仕組みとする。

※データベース間の連結は、データベースの目的、取り扱う情報、第三者提供の可否等を検討の上、必要に応じて法的手当てが必要。
上記は、こうした課題が整理等された場合について整理したもの。

②医療情報連携

- ・地域のネットワークを超えて医療情報連携を可能とするためには、被保険者番号履歴や医療情報等の所在等の情報を適切に管理する仕組み（広域MPI（Master Patient Index））を構築する必要がある。

※広域MPIの詳細は引き続き検討。

今後の検討事項

- ・介護分野等での医療保険の被保険者番号履歴の活用
- ・仕組みの運営に係る費用の負担
- ・被保険者番号履歴の活用に係る本人同意の在り方 等

医療等分野における識別子の仕組みのイメージ

○医療保険の被保険者番号を個人単位化し、その履歴を一元的に管理する仕組みを導入予定であり、その基盤を活用して医療情報等の共有・収集・連結を行う者が、必要に応じて、履歴管理提供主体から被保険者番号履歴の提供を受けることができる仕組みの整備を目指す。

○一定の措置（※）を講じ、被保険者番号履歴が不適切に用いられることを防止。

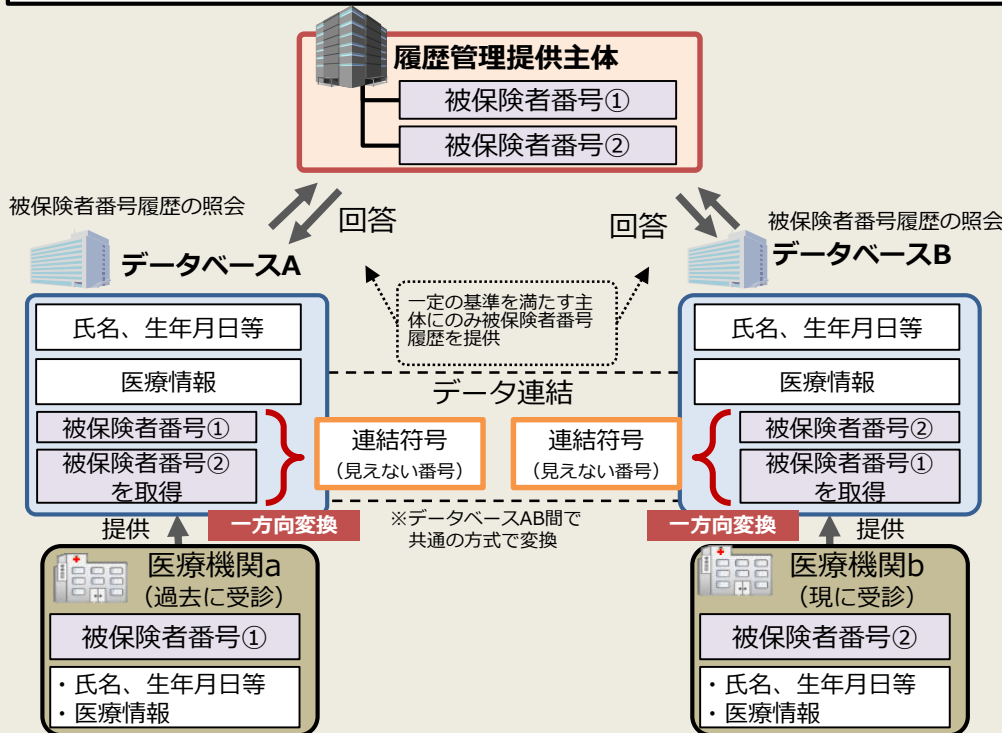
※「履歴の提供先の限定」：履歴管理提供主体から被保険者番号履歴の提供を受けることができる者を、原則として、①被保険者番号履歴の利用目的が法令等において明確にされていること、②適切な安全管理措置が講じられていることなど、一定の基準に該当する者に限定。

※「ガイドライン等の制定」：個人単位化される被保険者番号について、個人情報保護法に基づき適切な取扱いを確保しつつ、本人が関与しないところで流通・利用されることを防ぎ、より適切な取扱いがなされるよう、ガイドラインの制定や被保険者に対する周知等を検討。

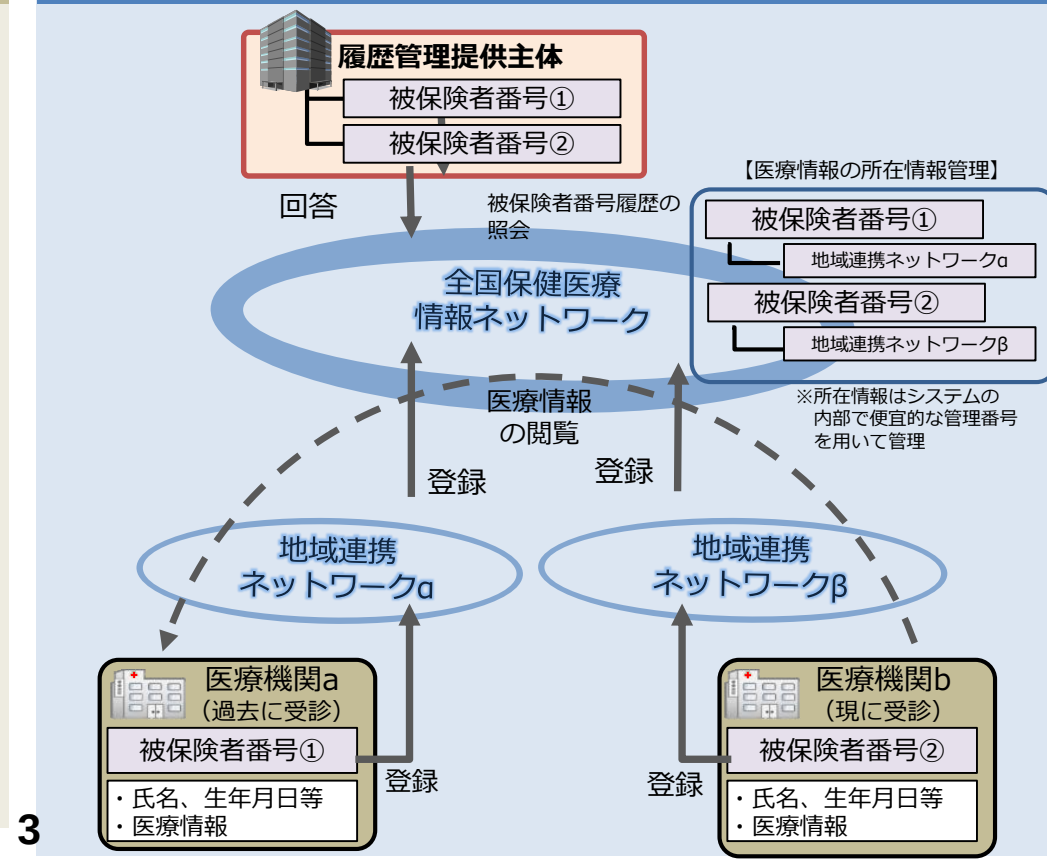
（注）病歴等を含む医療情報等を扱う主体は個人情報保護法等に基づき必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、医療機関等は医療情報システムについて適切なセキュリティ対策を講ずる必要がある。

<ユースケース①> データベースにおける情報連結・管理

※データベース間のデータ連結は、データベースごとの収集目的、外部提供の対象者の範囲等を整理し、必要に応じ法的手当を行った上で可能となることに留意。



<ユースケース②> 診療現場等における情報連携での利用



「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

医療保険の被保険者番号について、従来の世帯単位を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等で加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等のデータを一元的に管理する仕組みについて検討し、オンライン資格確認の2020年からの本格運用を目指す。また、こうした基盤の活用も含めて、医療等分野における情報連携の識別子（ID）の在り方について引き続き検討し、来年夏を目途に結論を得る。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。
- ・また、医療等分野における識別子（ID）の在り方について、こうした個人単位化される被保険者番号も含めた基盤を活用する方向で検討し、本年夏、早急に結論を得て、医療等分野におけるデータ利活用を推進する。